

★ News 個人所得課税の改正

→ 令和2年分(2020年分)所得税から

「源泉徴収税額表」が
1月～変わります!

令和元年分の「年末調整」が終わり納税や法定調書の提出を済ませると、令和元年分の給与の源泉徴収事務は終了します。令和2年1月1日からの源泉徴収事務は、次の点に留意して下さい。

- ①「令和2年分 扶養控除等(異動)申告書」(平成30年度地方税法の改正)
→「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」欄が追加されました。
- ②「源泉徴収税額表」(平成30年度所得税法の改正)
→個人所得課税の見直しによる「令和2年分 源泉徴収税額表」を使用して下さい。

【所得税改正】…令和2年(2020年)分所得税から適用される改正点

■ 給与所得控除

- * 控除額の一律10万円引下げ
- * 給与所得控除の上限額が適用される
給与収入金額850万円(改正前1,000万円)、その給与所得控除上限額195万円(改正前220万円)に引下げ

※ 給与収入金額が850万円を超える者については税負担が増加する。↓

■ 「所得金額調整控除」を創設…23歳未満の扶養親族や、特別障害者である扶養親族を有する者に負担増が生じないように講ずる措置。令和2年末の年末調整で適用する。

■ 公的年金等控除

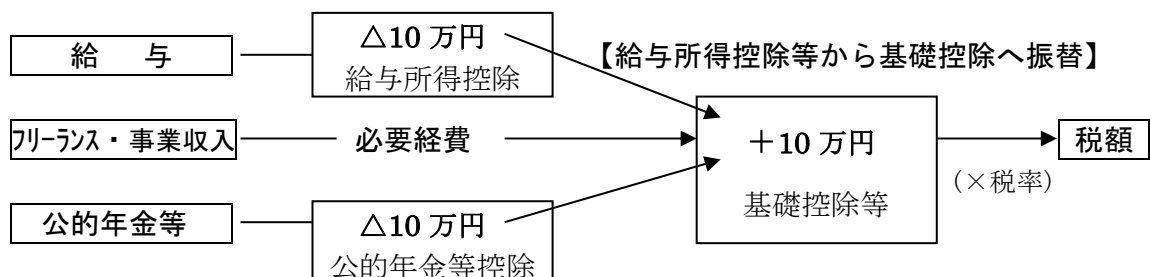
- * 控除額の一律10万円引下げ
- * 公的年金収入1,000万円超の者に控除額に上限設定。
公的年金以外の所得1,000万円超→控除額引き下げ

※ 年金以外にも高所得がある年金所得者にも手厚い従前の仕組みを見直し

■ 基礎控除

- * 基礎控除額の10万円引上げ
- * 合計所得金額が2,400万円超の所得者から控除額が逡減し、2,500万円超の所得者は基礎控除の適用はない。

※ 特定の収入(給与・公的年金等)にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額を10万円引上げる。
一方、高所得者に限り基礎控除額を逡減・消失させる。



※ 青色申告控除額が、65万円→55万円に変わります(基礎控除額 38万円→48万円)。

☆当事務所の年末・年始の休業とさせていただきます。



12月28日(土)～1月3日(金)
よろしくお願ひ申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>